

第1 公職選挙法の一部改正〔改正法第1条関係〕

1 衆議院議員の定数の削減

衆議院議員の定数を395人(現行480人)とし、小選挙区選出議員を295人(現行300人)、比例代表選出議員を100人(現行180人)とすること。

(公職選挙法第4条第1項関係)

2 衆議院議員の選挙区及び定数

(1) 衆議院の小選挙区は、別に法律で定めること。(公職選挙法第13条第1項関係)

(2) 衆議院の比例代表の各選挙区における定数は、次のとおりとすること。

(公職選挙法第13条第2項及び別表第2関係)

北海道	4人(現行 8人)	東海	12人(現行 21人)
東北	7人(現行 14人)	近畿	16人(現行 29人)
北関東	11人(現行 20人)	中国	6人(現行 11人)
南関東	13人(現行 22人)	四国	3人(現行 6人)
東京都	10人(現行 17人)	九州	12人(現行 21人)
北陸信越	6人(現行 11人)		

第2 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正〔改正法第2条関係〕

各都道府県の区域内の衆議院の小選挙区の数について、いわゆる「1人別枠方式」を廃止すること。

(選挙区画定審議会法第3条第2項関係)

第3 今次の改定案の作成基準、勧告期限等の特例〔改正法附則第3条関係〕

1 衆議院議員選挙区画定審議会(以下「審議会」という。)の行う今次の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院の小選挙区の数、**別表**で定める数とすること。

(改正法附則第3条第1項関係)

2 審議会の行う今次の改定案の作成は、次に掲げる基準によって行わなければならないこと。

(改正法附則第3条第2項関係)

各小選挙区の人口は、人口の最も少ない都道府県の区域内における人口の最も少ない小選挙区の人口以上であって、かつ、当該人口の2倍未満であること。

小選挙区の改定案の作成は、次に掲げる小選挙区についてのみ行うこと。この場合において、当該都道府県の区域内の各小選挙区の人口の均衡を図り(イの小選挙区の改定案の作成の場合に限る。)行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合

理的に行うこと。

イ 都道府県の区域内の小選挙区

ロ 小選挙区の数が増加することとなる都道府県の区域内の小選挙区

ハ 基準に適合しない小選挙区

ニ ハの小選挙区を 基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる小選挙区

3 審議会の行う今次の改定案に係る勧告は、この法律の施行の日から6月以内においてできるだけ速やかに行うものとする。 (改正法附則第3条第3項関係)

4 政府は、今次の改定案に係る勧告があったときは、当該勧告に基づき、速やかに、法制上の措置を講ずるものとする。 (改正法附則第3条第4項関係)

第4 施行期日等〔改正法附則関係〕

1 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第1(公職選挙法の一部改正)は、第1の2の(1)に規定する法律の施行の日から施行すること。 (改正法附則第1条関係)

2 その他所要の規定の整備を行うこと。

別表〔改正法附則第3条関係〕

(都道府県)小選挙区の数

北海道	12	石川県	3	岡山県	5
青森県	4	<u>福井県</u>	<u>2</u>	広島県	7
岩手県	4	<u>山梨県</u>	<u>2</u>	山口県	4
宮城県	6	長野県	5	<u>徳島県</u>	<u>2</u>
秋田県	3	岐阜県	5	香川県	3
山形県	3	静岡県	8	愛媛県	4
福島県	5	愛知県	15	<u>高知県</u>	<u>2</u>
茨城県	7	三重県	5	福岡県	11
栃木県	5	滋賀県	4	<u>佐賀県</u>	<u>2</u>
群馬県	5	京都府	6	長崎県	4
埼玉県	15	大阪府	19	熊本県	5
千葉県	13	兵庫県	12	大分県	3
東京都	25	奈良県	4	宮崎県	3
神奈川県	18	和歌山県	3	鹿児島県	5
新潟県	6	鳥取県	2	沖縄県	4
富山県	3	島根県	2		

(下線を付した県は、現行より各1減)